

付 録

学校保健統計調査（健康状態） 用語の解説

1 栄養状態

学校医により、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると判定された者

2 脊柱・胸郭・四肢の状態

脊柱・胸郭・四肢のいずれかが、学業を行うのに支障があるような疾病・異常と判定された者

3 裸眼視力

視力検査の結果について、両眼とも1.0以上及び両眼又は片眼の視力が1.0未満と判定された者について、左右のうち低い方の視力を記載する。

なお、裸眼視力検査を省略した者が所属する学級の全員（男女とも全員）を対象外（未受検者）とする。

裸眼視力1.0未満の者について、後日、病院や診療所等の医療機関で裸眼視力検査を行い、その結果が1.0以上であると判定された者は「裸眼視力1.0未満の者」としては取り扱わない。

4 眼の疾病・異常

トラコーマ、流行性角結膜炎、流行性結膜炎、伝染性結膜炎、細菌性結膜炎、ウイルス性結膜炎、その他「伝染性」又は「感染症」と明記のある疾患と判定された者、若しくは伝染性眼疾患以外の眼疾患・異常の者（擬似トラコーマ、麦粒腫（ものもらい）、眼炎、眼瞼（がんけん）緑炎、斜視、瞼（しょう）毛内反、先天性色素網膜症（白眼児）、片眼失明、アレルギー性結膜炎（花粉症等）等の疾患・異常と判定された者）

また、視力低下の原因が明らかな眼疾患・異常（例えば、網膜変性や緑内障等によるものをいい、近視、遠視、乱視等の屈折異常の者は含まない。）による者も含む。

5 難聴

オーディオメータを使用して検査をした場合、両耳とも1,000ヘルツ（低い音）において30デシベル又は4,000ヘルツ（高い音）において25デシベル（聴力レベル表示による。）相当の音（両方の音又はどちらか片方の音）が聴取できない者。

なお、片方の耳のみが異常の者は含まず、両耳とも異常の者を計上する。

6 耳鼻咽喉頭疾患

(1) 耳疾患

難聴以外の耳疾患・異常の者。例えば、急性又は慢性中耳炎、内耳炎、外耳炎、メニエール病、耳介（じかい）の欠損、耳垢栓塞（じこうせんそく）、小耳症等の耳疾患・異常と判定された者

(2) 鼻・副鼻腔疾患

鼻・副鼻腔疾患・異常の者。例えば、慢性副鼻腔炎（蓄膿（ちくのう）症）、慢性的症状の鼻炎（乾燥性前鼻炎等）、鼻ポリープ、鼻中隔彎（わん）曲、アレルギー性鼻炎（花粉症等）等の疾患・異常と判定された者。ただし、インフルエンザ又はかぜによる鼻炎等の一時的な疾患・異常と判定された者は含まない。

(3) 口腔咽喉頭疾患・異常

口腔咽喉頭疾患・異常の者。口腔の疾患・異常（例えば、口角（こうかく）炎、口唇（こうしん）炎、口内炎、唇裂、口蓋裂（こうがいれつ）、舌小帯（ぜつしょうたい）異常、唾（だ）石等のある者）、アデノイド、扁桃（へんとう）肥大（軽微な扁桃肥大も含む。）、咽頭炎、急性又は慢性的症状の喉頭炎、扁桃炎、音声言語異常等の疾患・異常をいう。ただし、インフルエンザ又はかぜによる咽頭炎等の一時的な疾患・異常と判定された者は含まない。

ここでいう口腔の疾患・異常とは、耳・鼻・咽頭の健康診断を担当した学校医が、健康診断票の「耳鼻咽頭疾患」の欄に記入した口腔の疾患・異常をいう。

なお、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の歯・口腔の健康診断票、又は幼児健康診断票の「口腔の疾病及び異常」の欄に口腔の疾患・異常として「耳鼻咽頭疾患」の欄に書かれた病名と同じ病名が書かれている時には、「耳鼻咽頭疾患」の欄には計上せずに「歯・口腔の疾病・異常」の欄で計上する。

7 皮膚疾患

(1) アトピー性皮膚炎

アトピー性皮膚炎（眼瞼（がんけん）皮膚炎）と判定された者

(2) その他の皮膚疾患

伝染性皮膚疾患、毛髪疾患、尋常性白斑、みずいぼ（伝染性軟属腫）等(1)以外の皮膚疾患と判定された者

8 結核に関する検診

結核に関する検診の中で、学校医の診察等の結果、精密検査（エックス線直接撮影や喀痰（かくたん）検査等）の対象となった者。

なお、平成24年度以降も結核対策委員会での検討により、精密検査を要する者を判定する場合は、その検討の結果、精密検査の対象となった者

9 結核

精密検査（エックス線直接撮影、喀痰検査等）の結果、結核患者（肺結核、その他の結核性患者で学校保健安全法施行規則別表第1に示されている指導区分 A1、A2、B1、B2、C1、C2 に該当する者）として判定された者。

また、個人的に医師の診断を受けて結核と診断された者及び以前から結核で休養している者を含む。

10 心電図異常

心電図検査の結果、異常と判定された者。ここでいう異常とは医師が心電図所見を見て、異常と判断した者、又は精密検査を要する者を指し（一次検診）、単に心電図所見を記入してある者で、特に医師が問題を指摘しなければ、正常として扱う。

11 心臓の疾病・異常

心膜炎、心包炎、心内膜炎、弁膜炎、狭心症、心臓肥大、その他の心臓の疾病・異常の者。心音不順、心雑音及び心電図異常のみの者は含まない。

12 蛋白検出

尿検査のうち、蛋白第1次検査の結果、尿中に蛋白が検出（陽性（＋以上）又は擬陽性（±）と判定）された者

13 尿糖検出

尿検査のうち、糖第1次検査の結果、尿中に糖が検出（陽性（＋以上）と判定）された者

14 その他の疾病・異常

(1) ぜん息

気管支ぜん息と判定された者

(2) 腎臓疾患

急性及び慢性腎炎、ネフローゼ等の腎臓疾患と判定された者

(3) 言語障害

話し言葉の働きに障害のある者をいい、吃（きつ）音、発音の異常、発声の異常（聞き手が理解しにくい程度の発音や声の障害）、口蓋裂（こうがいれつ）、脳性麻痺等に伴う言葉の異常、難聴による発音の異常、その他情緒的原因による緘黙（かんもく）症、自閉症や言語中枢に障害のある失語症である。

(4) その他の疾病・異常

この調査のいずれの調査項目にも該当しない疾病及び異常の者。例えば、貧血、てんかん、ダウン症、筋ジストロフィー等は、この項目に計上する。

15 歯・口腔

(1) むし歯（う歯）

乳歯又は永久歯がむし歯の者（要観察歯（C O）は含まない。）

ア 処置完了者

乳歯、永久歯を問わず、全てのう歯の処置が完了している者

未処置歯が1本でもあれば、「未処置歯のある者」として扱う。

イ 未処置歯のある者

乳歯、永久歯を問わず、う歯の処置を完了していない歯が1本以上ある者

(2) 歯列・咬合

歯列異常（叢生（そうせい）等）、不正咬合の疑いがあり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校については、各学校種の歯・口腔の健康診断票において、「歯列・咬合」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者

(3) 顎関節

顎関節症の疑いがあり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校については、各学校種の歯・口腔の健康診断票において、「顎関節」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者

(4) 歯垢の状態

歯に相当の付着がある者。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校については、各学校種の歯・口腔の健康診断票において、「歯垢の状態」が「2」（相当の付着がある）と判定された者

(5) 歯肉の状態

歯肉に炎症があり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校については、各学校種の歯・口腔の健康診断票において、「歯肉の状態」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者

(6) その他の疾病・異常

上記以外の歯・口腔の疾患・異常（例えば、口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂（こうがいれつ）、舌小帯異常、唾（だ）石、癒合（ゆごう）歯、要注意乳歯）のある者（歯石のみ及び歯周疾患要観察者（GO）は含まない。）

16 永久歯のう歯等数（喪失歯及びう歯の本数） 12歳（中学1年）のみ

永久歯のうち喪失歯及びう歯（処置歯、未処置歯）があると判定された者の全員の喪失歯、処置歯、未処置歯別の本数

(1) 喪失歯数

永久歯が、う歯によって脱落したり、抜去したりして歯がない状態の本数

(2) 処置歯数

う歯を充填、補綴（てつ）（金冠、継続歯、架工義歯の支台歯等）によって歯の機能を営むことができると認められる状態の永久歯の本数。ただし、う歯の治療中のもの及び処置は完了しているが、再発等によって処置を要するようになったものは未処置歯として取り扱う。

(3) 未処置歯数

う歯（C）と判定された永久歯の本数。要観察歯（CO）は含まない。